開－５

重要開発調整池維持管理計画書

年　　月　　日

　京都府知事　様

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　）　　－

重要開発調整池の維持管理について、本計画書に示すとおり実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置した重要開発調整池 | 名　　　　　　　称 |  |
| 所　　　在　　　地 |  |
| 重要開発調整池の所有者等 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
| 重要開発調整池を管理する権原の内容 | １ 所有権　　２ その他（　　　　　　） |

（１）定期点検

常に施設の維持管理に努め、各年の出水期前（４月～５月）と出水期後（11月～12月）に巡視を行い、次表の項目について目視による点検を実施する。

重要開発調整池点検項目一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検項目 | 判定 |
| ○（正常） | ×（異常） |
| 調整池 | 護岸や堤体に損傷や漏水が見られない。池の底部に土砂が堆積しておらず、土砂撤去の必要がない。 | 護岸や堤体に損傷や漏水を確認。池の底部に土砂が堆積しており、土砂撤去が必要である。 |
| 流入口※施設内に雨水が入ってくる箇所 | 損傷や異物が詰まっておらず、堅固に固定されている。 | 破損している、又は不安定な状態である。異物が詰まって撤去できず、機能に支障がある。 |
| オリフィス※施設に入った雨水を調整して下流に流すための孔 | オリフィスに異物が詰まっておらず、オリフィス板に変形・損傷が無く、堅固に取り付けられている。 | オリフィスに詰まった異物を撤去できない。オリフィスの変形・損傷を確認、又はオリフィス以外の箇所からの漏水を確認。オリフィス前面の土砂堆積により機能に支障がある。 |
| スクリーン※オリフィスの閉塞を防ぐために取り付けられた設備 | スクリーンに異物が付着しておらず、損傷が無く、堅固に固定されている。 | スクリーン自体に変形や損傷があり、機能に支障がある。スクリーン前面の土砂堆積により機能に支障がある。 |
| 水位標※施設内の貯留水深を測定するための設備 | 水位標が施設に堅固に固定されており、文字の読み取りも容易にできる。 | 水位標が無い、又は外れかけている。文字が不鮮明で読み取り不能。 |
| フェンス※第三者の施設内立ち入り制限のための安全設備 | フェンスが破損しておらず、堅固に固定されている。 | フェンスが破損している。または、不安定な状態である。 |
| 標識※施設があることを第三者に視認させるもの | 標識に記載された内容が鮮明で、容易に読み取り可能。標識自体が堅固に固定されている。 | 標識が無い、又は外れかけていて不安定。標識の記載内容が不鮮明で読み取り不能。 |

別紙-1(3)

（２）豪雨や地震発生後等の点検

大きな出水や地震等の天災が発生した場合には、その都度（１）と同様に巡視・点検を実施するよう努める。

（３）堆砂容量の確保

重要開発調整池の堆砂容量を確保するため、（　　）年に１回、堆砂を撤去する。※（　　）に10年以上の具体的年数を記入する

なお、点検により、撤去計画より土砂堆積が進行している場合には、撤去時期を早めて実施する。

　また、堆砂容量以上に土砂が堆積した場合には、直ちに撤去する。

（４）清掃・補修の実施

重要開発調整池の点検結果に応じて、必要となる機能維持及び機能回復のための清掃又は補修を実施する。

（５）緊急時の報告

重要開発調整池に異常、事故又は災害が発生し、容易に機能維持及び機能回復が不可能となった場合には関係機関に速やかに連絡する。

（６）重要開発調整池所有者等の変更

管理責任者である重要開発調整池所有者等の変更があった場合は、維持管理計画書を再提出する。

（７）点検台帳の作成

点検結果及び対応内容は、点検日毎に重要開発調整池点検台帳を作成し、保管する。なお、京都府から重要開発調整池点検台帳の提出要請があった場合は、速やかに提出する。